



令和7年8月10日からの豪雨に伴う

応急仮設建築物の取扱いについて

令和7年8月10日からの豪雨に伴い、応急仮設建築物に対する制限緩和を行う区域を指定しました。この区域内で一定条件のもとで応急仮設建築物を建築する際は、建築基準法に定める基準や確認申請等の手続きは適用しません。(建築基準法第85条第1項及び同法87条の3第1項)

○指定区域は **天草市全域** となります。

○対象となる建築物等(応急仮設建築物)は

- ①被災者(企業等を含む)が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30平方メートル以内のもの
- ②災害により破損した建築物の応急の修繕
- ③国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの(仮設住宅等)

が該当します。

○工事の着手時期は

災害発生日から 1 カ月以内に工事に着手するものが対象となります。

○存続期間は、

工事完了後から3ヶ月以内です。

※3 カ月を超えて存続させる場合には、別途許可手続きが必要となります。ご相談ください。

応急仮設建築物は**永続的に存続させることはできません**のでご注意ください。
(建築基準法に適合した建築物は存続させることはできます。)